⑹　Contact point for tender documentation : ISHIHIRA Meguru, Technical Review Section, Design Division, Rural Development Department, Hokuriku Regional Agricultural Administration Office, 2―2―60 Hirosaka, Kanazawa city, Ishikawa Prefecture, 920―8566, Japan. TEL 076―263―2161 ex. 3523

別表１　入札手続に係る期間等

①　入札説明書の交付期間　令和６年９月３日から令和６年９月18日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

②　申請書の提出期間　令和６年９月４日から令和６年９月18日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

③　入札書及び確認資料の提出期間　令和６年10月22日から令和６年10月25日午後５時まで。

④　開札日時　令和６年12月12日午前10時。

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和６年11月22日から令和６年12月11日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１項に規定する行政機関の休日をいう。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年９月３日

支出負担行為担当官

東京航空局長　今井　和哉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空契第 522 号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事件名　東京国際空港海上保安庁格納庫電気設備工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港１丁目付近

⑷　工事内容等　本工事は、東京国際空港海上保安庁格納庫整備に伴う電気設備の設置を行うものである。

【内容】

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備（太陽光発電）、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路新設一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月18日まで

⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

⑺　総合評価落札方式による実施　本案件は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ）により実施する。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　契約後ＶＥ方式による実施　本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　週休２日促進工事　本案件は、発注者が月単位の週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

⑽　入札時積算数量書活用方式の適用　本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

２　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は当該条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年９月３日付公示）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における「電気工事業」に係る令和５・６年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,100点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者に係る点数が1,100点以上、代表者以外の構成員に係る点数が1,100点以上であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和４年10月３日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し⑶の再認定を受けている者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照。）。

⑼　次に掲げる施工実績（施工中のものを除く。）を有すること。

平成21年４月１日以降公告日までに元請として完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。

・高圧含む電気設備工事

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお、専任の要否は関係法令による。当該工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

①　１級若しくは２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑼に示す要件を満たす工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

※主任技術者又は監理技術者を専任で配置する場合において、専任を要しない期間は、以下のとおりとする。

○請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は、仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。